

# 長野県烏川溪谷緑地 指定管理者募集要項

令和4年8月

長野県建設部都市・まちづくり課

# 長野県烏川溪谷緑地指定管理者募集要項

## 目次

第1	趣旨	1
第2	施設の概要	
1	名称及び所在地	1
2	設置目的	1
3	施設の規模等	1
第3	管理の基本的内容	
1	指定管理者が行う業務の範囲	1
2	指定期間	1
3	指定管理料	2
4	剰余金の取扱い	2
5	管理の基準等	2
6	関係法令等の遵守	2
第4	申請の手続	
1	申請の資格	2
2	グループによる申請	3
3	申請方法	3
4	提出期間	3
5	提出書類	3
6	事業計画書の記載内容	4
7	指定管理料	4
8	管理にあたる職員の雇用	5
9	留意事項	5
第5	指定管理者の候補者の選定	
1	選定方法	5
2	選定基準	6
3	選定結果	7
第6	指定管理者の指定及び協定の締結	
1	指定管理者の指定	7
2	協定の締結	7
3	その他	7
第7	その他	
1	説明会の実施	8
2	資料の閲覧	8
3	質問事項の受付	8
4	連絡先及び申請書等提出先	8

- 様式1-1 指定管理者指定申請書
- 様式1-2 グループ構成員表
- 様式2 事業計画書
  - 付表1 収支計画書
  - 付表1-1 収支計画書、支出区分、職員給料、賃金の積算根拠
  - 付表2 業務委託調書
  - 付表3 職員配置と責任体制
- 様式3 法人等の概要
- 様式4 誓約書
- 様式5 説明会参加申込書
- 様式6 質問書
  
- 参考資料1 基本協定書（案）

## 第1 趣 旨

この長野県烏川溪谷緑地指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）は、長野県烏川溪谷緑地（以下「本緑地」という。）の管理について、住民サービスの向上と経費の節減等を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び長野県都市公園条例（昭和41年条例第23号。以下「条例」という。）第21条の規定により、指定管理者の募集を行うため、必要な手続き等を定めたものです。

なお、この募集要項において「県」とは、長野県安曇野建設事務所をいいます。

## 第2 施設の概要

本緑地は、都市公園法（昭和31年法律第79号）の規定に基づく都市公園です。その概要は次のとおりです。なお、詳細については、長野県烏川溪谷緑地管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照してください。

### 1 名称及び所在地

名 称	所在地
長野県烏川溪谷緑地	安曇野市堀金烏川、穂高牧

### 2 設置目的

住民福祉の増進に寄与することを目的として、貴重な自然環境の保護・保全に配慮し、一般住民に自然とのふれあい、自然体験・学習、レクリエーション、文化活動などの場を提供するため、都市公園法及び条例の規定に基づき設置されたものです。

この目的達成のため、行政と市民との協働による本緑地の管理・活動を行っています。

### 3 施設の規模等

面 積	49.67 ha
種 別	広域公園
開園年月	平成14年4月
主な施設	水辺エリア：環境管理棟、トイレ、駐車場、園路、溪流園地、あずまや、展望台、ビオトープ 森林エリア：森林学習棟、あずまや、森林トイレ、駐車場

## 第3 管理の基本的内容

本緑地の管理の基本的な内容は、次のとおりです。

### 1 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 本緑地（備品等を含む。）の維持管理及び利活用に関する業務
- (2) 「烏川溪谷緑地市民会議」の開催、活動等に関する業務
- (3) 上記業務に附帯する業務

### 2 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間の予定です。

なお、この指定期間は、長野県議会（以下「県議会」という。）の議決が必要なため、県議会の議決後に確定します。

### 3 指定管理料

県は、毎年度の予算の範囲内で、施設の管理に必要な経費を指定管理料として指定管理者に支払います。具体的な金額は、公募時に提出いただく事業計画書（収支計画書）の金額に基づき、指定管理者と県が協議した上で、別途締結する年度協定で定めます。

### 4 剰余金の取扱い

指定管理者は、指定期間終了後において、剰余金（指定期間中の総収入額が指定期間中の総支出額を超える場合におけるその超える部分の金額）が生じ、剰余金が指定期間中の総収入額の5%にあたる額を超える場合には、剰余金と指定期間中の総収入額の5%にあたる額の差額の2分の1の額を、県が指定する期日までに県に納付するものとします。

### 5 管理の基準等

本緑地の管理の基準その他の管理に必要な事項は、仕様書を参照してください。

### 6 関係法令等の遵守

本緑地の管理に当たっては、次の関係法令を遵守してください。

- (1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (3) 長野県都市公園条例（昭和41年条例第23号）
- (4) 長野県個人情報保護条例（平成3年条例第2号）
- (5) 施設、設備の保守点検に関する法令
- (6) 長野県暴力団排除条例（平成23年条例第21号）
- (7) その他関係法令

## 第4 申請の手続

本緑地の指定管理者の指定を受けようとするものは、条例第23条の規定により申請しなければなりません。その申請の手続きは次のとおりです。

### 1 申請の資格

次の(1)から(7)までの全ての要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）とします。

なお、法人等は、株式会社、NPO法人、その他任意団体等組織の形態を問いませんが、個人での応募はできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当する法人等でないこと。
- (2) 長野県会計局長又は長野県建設部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）又は長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 県税その他の租税の滞納がない法人等であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生

手続開始の決定又は再生手続開始の決定があった法人等でないこと。

(6) 長野県暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第6条第1項に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないこと。

(7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

## 2 グループによる申請

サービスの向上又は効率的な運営を図る上で必要な場合は、グループを構成して申請することができます。この場合は、次に掲げる事項に留意してください。

(1) グループに適切な名称を設定の上、代表となる法人等を選定すること。

(2) グループの構成員は、別のグループの構成員となり又は単独で申請することはできないものであること。

## 3 申請方法

申請書その他の提出書類を下記の方法で提出してください。提出期間内必着とします。

### 【郵送の場合】

第7の4の(1)の提出先まで簡易書留により郵送してください。

なお、郵送後、県からの受取確認連絡をもって受領完了とみなします。

### 【電子メールの場合】

件名を【烏川溪谷緑地申請書提出】として、申込先へご提出ください。

申込先 長野県庁建設部都市・まちづくり課都市公園係

Email: [toshikouen@pref.nagano.lg.jp](mailto:toshikouen@pref.nagano.lg.jp)

なお、メール送信後、県からの受信確認メールをもって受領完了とみなします。

## 4 提出期間

令和4年8月12日（金）から9月30日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

## 5 提出書類

申請する法人等又はグループ（以下「申請者」という。）は、次の書類を提出してください。

なお、県が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがあります。

書類名	様式	提出部数	留意事項
(1) 指定管理者指定申請書	様式1-1	正1副9	
(2) グループ構成員表	様式1-2	正1副9	グループによる申請の場合に提出
(3) 事業計画書及び付表	様式2	10	
(4) 法人等の概要	様式3	10	
(5) 誓約書	様式4	正1副9	
(6) 添付書類			
定款又は寄付行為		10	又はこれらに類するもの

法人の登記簿謄本又は登記事項証明書		正 1 副 9	法人でない場合は、代表者の住民票の写し
貸借対照表及び損益計算書（過去3年度分）		10	法人でない場合は、収支決算書
申請日の属する年度及び翌年度の収支計画書		10	
役員名簿及び履歴書		10	
納税証明書 （未納のない証明）		正 1 副 9	直前の事業年度のもので、法人税（法人でない場合は、所得税）長野県税、消費税及び地方消費税に係るもの

※なお、電子で提出する場合は、いずれの提出書類も1部のみの提出とします。

## 6 事業計画書の記載内容

事業計画書は、仕様書を参考にして、次に掲げる事項について記載してください。

- (1) 管理の基本方針（本緑地の運営方針や平等な利用を確保するための手法など）
- (2) 地域連携、貢献（地域等との連携や地域の活性化に資する取組、障がい者の就労支援等）
- (3) 市民との協働（市民会議等市民ボランティアとの協働による管理方針、管理体制、活動計画等）
- (4) 収支計画（自主事業を除く）  
経費の縮減のための取組み
- (5) 経験と知識を有する職員の雇用（烏川地域の自然環境についての知識と公園管理の経験を有する職員の雇用）
- (6) 公園利活用の促進（本緑地の利用促進に向けた取組、本緑地の特徴を活かした行催事計画、利用者のマナー向上に向けた周知・啓発の取組、自主事業の実施計画等）
- (7) 管理業務の実施計画
  - ・維持管理業務を適切に行うための手法
  - ・管理体制
    - ア 職員配置と責任体制
    - イ 緊急時の体制
    - ウ 利用者の安全対策
    - エ 専門知識や技能を向上させる研修体制
    - オ 個人情報保護に対する取組
- (8) 環境への配慮（貴重な自然環境への配慮、環境負荷軽減への配慮）
- (9) 本公園を含む類似施設の管理運営状況

## 7 指定管理料

県が指定期間中に支払う各年度の指定管理料上限額は、下表のとおりです。

応募に当たり、事業計画書（収支計画書）における各年度の指定管理料は、下表の指定管理料上限額を下回る額での提案を求めます。（※）

年 度	指定管理料上限額 （消費税及び地方消費税含む。）	備 考
令和5年度	31,500 千円	
令和6年度	31,500 千円	

令和7年度	31,500 千円	
令和8年度	31,500 千円	
令和9年度	31,500 千円	

(※) 実際に支払われる指定管理料は、必ずしも指定管理者が応募時に提示した額ではなく、これを上限として、指定管理者と県が協議した上で、毎年度の予算編成において確定します

## 8 管理にあたる職員の雇用

本緑地はあるがままの貴重な自然環境の保護・保全に配慮した特色ある公園です。このため、管理にあたる職員は、烏川地域の自然環境についての知識を十分有しており、かつ公園管理に必要な経験を有している者の配置が必要です。これに関しての雇用計画について事業計画書へ記載して下さい。

## 9 留意事項

### (1) 無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

ア 申請書その他の提出書類の提出先、提出方法及び提出期限が守られなかった場合

イ 提出書類に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

ウ 提出書類に、申請者が記載すべき事項以外の事項が記載されている場合

エ 提出書類に、虚偽の内容が記載されている場合

オ 長野県の職員及び本件関係者に対して、本件申請についての不適切な接触の事実が認められた場合

### (2) 重複申請の禁止

申請は1団体（グループ）につき1申請とします。複数の申請はできません。

### (3) 申請内容変更の禁止

提出書類の内容を変更することはできません（軽易なものを除く。）。

### (4) 提出書類の取扱い

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、長野県は指定管理者の指定の公表等に必要の場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。

### (5) 申請の辞退

申請後に申請を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

### (6) 費用負担

申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とします。

### (7) 情報公開

提出書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

## 第5 指定管理者の候補者の選定

### 1 選定方法

指定管理者の候補者の選定は、「長野県都市公園指定管理者選定会議（以下「選定会議」という。）」において、提出された申請書類の審査、ヒアリング及びプレゼンテーション等の方法により候補者を選定します。その際、選定基準に基づき審査・採点し、総合点数が最低基準点を満たし、最上位にある者で候補者として適当と認められる者を候補者とします。最低基準点は60点とします。なお、最低基準点を満たす者がいない場合は、再度候補者の募集等を行います。

なお、候補者への申請が多数あった場合には、選定会議による候補者選定の前に予備審査を行い、選定会議の審査対象とする者をあらかじめ絞る場合があります。



ヒアリングを実施する場合の日程及び審査結果は、別途書面で通知します。

## 2 選定基準

指定管理者の候補者を選定する基準は、下記のとおりです。

評価体系	評価項目	審査書類	内 容	配点
運営に関する基本的事項	施設の運営方針、管理の内容	事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営方針は施設の設置目的や県の考え方に合致しているか</li> <li>平等な利用を確保するための手法がとられているか。</li> <li>管理業務は安全かつ適切に行うための手法がとられているか</li> <li>職員配置と責任体制、緊急時の体制、利用者の安全対策が適切であるか</li> <li>職員の専門的知識及び技能を向上させる研修体制は講じられているか</li> <li>個人情報の保護に対する取組みは十分か</li> </ul>	15
	法人等の能力	・貸借対照表、損益計算書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>財政基盤（財務状況）は安定しているか</li> <li>組織体制（責任の所在）は明確か</li> <li>必要な資格要件は備えているか</li> </ul>	10
	地域要件	・登記簿謄本 ・法人等の概要	・県内に本・支店・営業所等の事務所の有無	3
	施設の運営実績	当該施設又は類似施設の運営実績	・当該施設又は類似施設の管理運営（管理運営状況評価により機械的に算定）	10
	収支計画の内容	事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率的な運営計画に基づき適正に積算されているか</li> <li>管理業務計画と整合のとれた適切な収支計画であるか</li> <li>管理に要する経費は妥当か</li> <li>人件費の積算根拠の考え方や水準は適切か（一定のサービスが確保される人員と給与水準が維持されているか）</li> <li>経費の縮減に向けた取組みがなされているか</li> </ul>	10
	指定管理料	・事業計画書 ・収支計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書に明示した上限価格を下回っているか</li> <li>評点＝配点×最低価格÷応募価格</li> </ul>	5
創意工夫の評価	サービス向上策	・事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑地の利用促進及びサービスの向上につながる計画となっているか</li> <li>本緑地の特徴を活かした自然観察会の開催等、利活用の促進、サービス向上、緑地利用者のマナー向上に向けた周知、啓発等が適切になされているか</li> <li>自主事業の内容が公園の賑わい創出等につながるものとなっているか</li> </ul>	10
	地域との連携や地域貢献度の内容	・法人等の概要 ・事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域や関係機関等との連携</li> <li>地域における雇用の確保</li> <li>地元企業活用、県産品の利用</li> <li>持続可能で活力ある地域社会の実現（住民との連携、地域の活性化等）</li> </ul>	12
	社会貢献度の内容	・事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時その他緊急時の対応等</li> <li>本緑地内の貴重な自然環境への配慮及び環境負</li> </ul>	15

			荷軽減への配慮がされているか ・ 障害者等の雇用の促進 ・ 男女共同参画社会の形成に資する取組・その他 社会貢献活動	
	市民との協働	事業計画書	・ 市民会議等、市民の意見等が反映できる管理方針・体制となっているか	10
	計			100

### 3 選定結果

選定会議における審査結果、指定管理者候補者の選定結果等については、「指定管理者制度に関するガイドライン」に基づき、長野県ホームページで公表します。

なお、公表する内容は、応募者の名称、応募者ごとの審査結果（評価点数を含む。）、指定管理者候補者の名称及び選定理由等とします。

## 第6 指定管理者の指定及び協定の締結

### 1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、県議会の議決を経て指定管理者の指定を受けるものとします。

### 2 協定の締結

指定管理者と県は、本緑地の管理に関し必要な事項等について、協定を締結します。

協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」とします。

協定の内容は、次のとおりとします。

#### (1) 基本協定

- ア 総括的事項
- イ 管理業務計画に関する事項
- ウ 緑地内施設の利用に関する事項
- エ 管理経費に関する事項
- オ 職員の配置に関する事項
- カ 事業の報告及び指導監督に関する事項
- キ 指定の取消し若しくは管理業務の停止又は指定期間終了後の措置に関する事項
- ク その他必要な事項

#### (2) 年度協定

- ア 管理業務の実施に関する事項
- イ 指定管理料に関する事項
- ウ その他必要な事項

### 3 その他

指定管理者の候補者が、協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、県は、指定をせず協定を締結しないことがあります。

- (1) 指定管理者の候補者の経営状況の急激な悪化等により、管理業務の履行が確実にないと認められるとき。
- (2) 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

## 第7 その他

### 1 説明会の実施

募集に関する説明会を開催しますので、参加希望者は、説明会参加申込書（様式5）により下記の方法で申し込んでください。

#### 【郵送の場合】

第7の4の(1)の提出先まで簡易書留により郵送してください。

#### 【電子メールの場合】

件名を【烏川溪谷緑地説明会参加申込書提出】として、申込先へご提出ください。

申込先 長野県庁建設部都市・まちづくり課都市公園係

Email: [toshikouen@pref.nagano.lg.jp](mailto:toshikouen@pref.nagano.lg.jp)

現地を確認したい施設等がある場合は施設名等を記載してください。

なお、参加人数は、1団体（グループ）につき2名までとします。

(1) 開催日時 令和4年9月1日（木） 午後1時30分～3時00分

(2) 開催場所 長野県烏川溪谷緑地（集合場所：長野県烏川溪谷緑地 環境管理事務所）

(3) 申込期限 令和4年8月25日（木）正午 必着

### 2 資料の閲覧

(1) 閲覧資料 本緑地の都市公園台帳及び現指定管理に係る協定書

(2) 閲覧場所 長野県安曇野建設事務所

(3) 閲覧期間 令和4年9月30日（金）までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く  
毎日午前8時30分～午後5時15分まで

### 3 質問事項の受付

(1) 質問方法

令和4年8月12日（金）～9月8日（木）までに、質問書（様式6）に記入の上、下記の方法で提出してください。

#### 【郵送の場合】

第7の4の(1)の提出先まで簡易書留により郵送してください。

#### 【電子メールの場合】

件名を【烏川溪谷緑地質問書提出】として、申込先へご提出ください。

申込先 長野県庁建設部都市・まちづくり課都市公園係

Email: [toshikouen@pref.nagano.lg.jp](mailto:toshikouen@pref.nagano.lg.jp)

(2) 回答方法

回答は、電子メールで質問者に直接回答するとともに、令和4年9月16日（金）に県のホームページにおいて公表します。

（URL 記載）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/toshi/koen/shiteikanri/r4shitei.html>

### 4 連絡先及び申請書等提出先

(1) 〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県建設部都市・まちづくり課 都市公園係

担 当 木下 弘志、飯田 真子

電 話 026-235-7296 (直通)

F A X 026-252-7315

電子メール [toshikouen@pref.nagano.lg.jp](mailto:toshikouen@pref.nagano.lg.jp)

受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで

(2) 〒399-8205 長野県安曇野市豊科 4960-1

長野県安曇野建設事務所維持管理課 管理係

担 当 越野 武一、山本 裕

電 話 0263-72-8372 (直通)

F A X 0263-72-8882

電子メール [azumiken-ijikanri@pref.nagano.lg.jp](mailto:azumiken-ijikanri@pref.nagano.lg.jp)

受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで

## 5 スケジュール

内 容	期日又は期間
説明会の開催	令和4年9月1日(木)
質問事項の受付期間	令和4年8月12日(金)～9月8日(木)
質問事項の回答	令和4年9月16日(金)
申請期間	令和4年8月12日(金)～9月30日(金)
予備審査(必要な場合)	令和4年10月上旬(予定)
指定管理者候補者選定会議	令和4年10月(予定)
選定結果通知	令和4年11月上旬(予定)
長野県議会の議決	令和4年12月中旬(予定)
指定告示	令和4年12月中旬(予定)
協定の締結	令和5年3月下旬(予定)
指定管理者による管理の開始	令和5年4月1日(土)